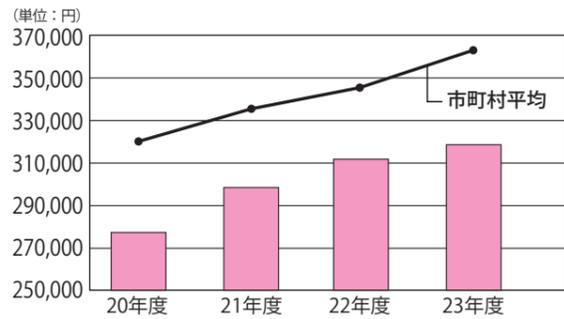


Point 4 医療費の現状

平成23年度の一人当たりの医療費は、316,046円で対前年度比1.3%の伸びとなり、年々増加しています。一方、県内市町村の一人当たり医療費は362,410円という状況ですが、市は国民健康保険の被保険者の皆さんのご協力により市町村平均を下回っています。さらに県内19市の中でも、一人当たり医療費は17位と低い位置にあり、他市に比べると低く抑えられています。

一人当たりの医療費



区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医療費	279,923円	296,508円	312,104円	316,046円
対前年比	—	5.9%	5.3%	1.3%

みんなを支えあい
安心して
医療を受けるために

Point 5 平成25年度の収支見通し

鹿屋市国民健康保険事業財政健全化基本方針に基づいて、平成23年度に国民健康保険税率を引上げ、収入不足が見込まれるうちの一部を解消しましたが、その後も一般会計から法定外繰入(赤字補填)を行い、財政収支の均衡を図ってきました。

このように国民健康保険事業の財政状況は非常に厳しい中、今後も医療費は増加していくことが推測され、平成25年度も引き続き収入不足が見込まれる状況のため、国民健康保険税率等の改定を行いました。

特定健康診査・特定保健指導の実施
特定健康診査については、40歳以上75歳未満の市民を対象に実施するものであり、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の早期発見を目的とした健康診断です。また、該当者や予備群の方を対象に特定保健指導により、生活習慣改善のための支援を行います。利用者の自己負担は無料です。



医療費の適正化への取組
ジェネリック医薬品の使用促進
ジェネリック医薬品(後発医薬品)については、その品質や有効性、安全性が新薬と同等と認められていることから、患者負担が軽減されることを勘案し、その使用を促進しています。

レセプト点検
レセプト(診療報酬明細書)点検は、医療機関の請求誤り等を発見することによる医療費適正化としての財政効果が期待されており、その結果は、医療費の構造や実態を把握するための基礎資料として活用できます。

人間ドック受診助成
脳卒中、心臓病、高血圧症及び糖尿病といった生活習慣病や、その他の疾病の早期発見、早期治療を目的に人間ドックの検査料の一部を助成しています。

地域医療連携事業
特定健康診査受診者のうち、特に糖尿病予備群及び治療中の人を対象に、生活指導や治療継続の支援を行います。

鹿屋市国民健康保険事業の 前編 財政状況

国民健康保険事業の安定的な運営と財政健全化を図るため、平成25年3月議会において税率等の改定を行いました。これに至った経緯について、鹿屋市国民健康保険事業の財政状況や国民健康保険税率等の改定内容を今月号から2回にわたり掲載します。

【問い合わせ】市健康保険課 ☎0994-31-1162

Point 1 国民健康保険制度

- 社会保険等に加入していないすべての国民が加入する医療保険で、市町村が保険者となって運営するものです。
- 国民健康保険は、国・県・市町村が法律に基づいて負担する費用と、加入者が負担する国民健康保険税の2つで賄うことが原則となっています。

Point 2 国民健康保険事業を取り巻く現状

市の国民健康保険事業は、平成23年4月に「医療費の適正化」、「保険税の収納率向上対策」、「保険税の見直し」の3つを柱とした「鹿屋市国民健康保険事業財政健全化基本方針」を策定し、国民健康保険事業特別会計の財政健全化に取り組んできました。

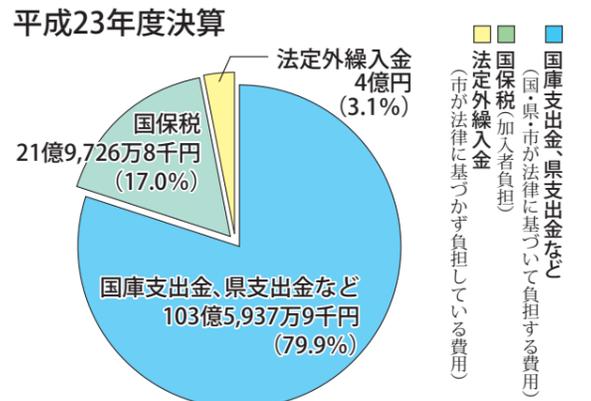
平成23年度には、合併後、初めて保険税率の引上げを行い、収支の改善を図りましたが、
○高齢化の進展等による医療費の増大
○地域経済状況の低迷などによる収納率の低下
などの要因により、今後も一層厳しい財政運営が予想されます。

このようなことから、引き続き医療費の適正化や保険税の収納率向上を図る一方で、安定的な収入を確保していく必要があります。

右のグラフ等は、市の国民健康保険を支える収入の構造と年度別法定外繰入金の推移です。

本市は、平成23年度の場合、法定外繰入金の4億円がないと5億6,751万4千円の赤字となります。

市国民健康保険を支える収入の構造



年度別法定外繰入金の推移

年度	実質赤字額	法定外繰入金
平成20	—	3億2,307万4千円
平成21	▲9,522万4千円	4億7,268万1千円
平成22	▲4億8,875万3千円	4億1,573万6千円
平成23	▲5億6,751万4千円	4億円

Point 3 国民健康保険税の課税額

平成23年度に国民健康保険税を改定し税収の確保を図りましたが、地域経済状況の低迷などにより個人所得が減少しているため、課税額は平成20年度と同水準となっています。(年度ごとに現年課税額を被保険者数及び世帯数で割ると一人当たり、一世帯当たりの課税額が算出されます。)

一人当たり、一世帯当たりの課税額の推移

課税額	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一人当たり	73,457円	69,030円	66,961円	74,470円
一世帯当たり	131,949円	122,662円	118,133円	129,706円